

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）25条2項に基づく保護変更決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求については、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が請求人に対し令和元年6月20日付けで行った法に基づく保護変更決定処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるものである。

第3 請求人の主張

請求人の主張は、以下のことから、本件処分が違法又は不当であると主張しているものと解される。

毎月管理費が7月から13,499円、10月には消費税があたり、やさい、さかな、肉買って食べられない。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項により、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

| | |
|-------|---------|
| 年 月 日 | 審 議 経 過 |
|-------|---------|

| | |
|-----------|--------------|
| 令和2年2月27日 | 諮問 |
| 令和2年6月25日 | 審議（第44回第3部会） |
| 令和2年7月30日 | 審議（第45回第3部会） |

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

- (1) 法4条1項によれば、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」とされ、法8条1項によれば、「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。」とされている。
- (2) 「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日付厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）第8・3・(2)・ア・(ア)によれば、生活保護における収入認定に当たっては、保護の実施機関は、「恩給、年金、失業保険金その他の公の給付（地方公共団体又はその長が条例又は予算措置により定期的に支給する金銭を含む。）については、その実際の受給額を認定すること。」とされている。
- (3) 「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日付社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第8・1・(4)・アによれば、「・・・厚生年金保険法、・・・国民年金法・・・等による給付で、1年以内の期間ごとに支給される年金・・・については、実際の受給額を原則として受給月から次回の受給月の前月までの各月に分割して収入認定すること。」とし、「なお、当該給付について1年

を単位として受給額が算定される場合は、その年額を12で除した額（1円未満の端数がある場合は切捨）を各月の収入認定額として差し支えない。」とされている。

(4) 保護の変更について

法25条2項及び同項が準用する24条4項の規定によれば、保護の実施機関は、常に、被保護者の生活状態を調査し、保護の変更を必要とすると認めるときは、速やかに、職権をもってその決定を行い、決定の理由を付した書面をもって、これを被保護者に通知しなければならないとされている。

そして、局長通知第10・2・(8)は、収入充当額の認定を変更すべき事由が事後において明らかとなった場合は、「・・・当該事由に基づき扶助費支給額の変更決定を行なえば生ずることとなる返納額（確認月からその前々月までの分に限る。）を、次回月以後の収入充当額として計上して差し支えないこと。

（この場合、・・・収入充当額の認定変更に基づく扶助費支給額の遡及変更決定処分を行なうことなく、前記取扱いの趣意を明示した通知を発して、次回支給月以後の扶助費支給額決定処分を行なえば足りるものであること。）」とされている。

(5) 次官通知及び局長通知は、いずれも地方自治法245条の9第1項及び3項の規定に基づく法の処理基準である。

2 本件処分について

- (1) これを本件についてみると、年金振込通知書等によれば、請求人に対しては、国民年金・厚生年金として、令和元年6月から令和2年4月までに年額452,713円が支払われることとされている。これに基づき処分庁は、局長通知第8・1・(4)・アに従い、国民年金・厚生年金年額452,713円を12分割して、端数を切り捨て、さらに介護保険料の月額に相当する3,100円を控除した34,626円を、令和元年6月以降の毎月収入認定額として認定している事実が認められる。

そして、処分庁は、支給済みの同年6月の保護費において本件収入認定差額により生じた35円（仮に同月分の保護費を遡及変更するとした場合に生じる返納額）については、局長通知第10・2・(8)に従い、遡及変更決定を行うことなく、同年7月の保護費で調整したことが認められる。

- (2) 処分庁は上記(1)により、令和元年7月の請求人の収入認定額は、毎月収入認定額に本件収入差額を加えた34,661円を同月の請求人の収入認定額とし、請求人の基準生活費74,150円から同額を差し引いた39,489円を同月の請求人の保護費とする保護変更決定（変更期日は同月1日）を行うこととし、令和元年6月20日付けで本件処分を行い、本件処分通知により請求人に通知したことが認められる。

以上によれば、年金額の変更に伴う収入認定額の変更により、請求人の保護費を変更する旨の決定をした本件処分は、上記1の法令等の定めに従って適正になされたものと認められ、違法又は不当な点を認めることはできない。

- (3) 請求人は、第3のとおり主張しているが、本件処分が法令等の定めに従って適正になされたものと認められることは上記(1)及び(2)のとおりであるから、請求人の主張には理由がないものといわざるを得ない。

3 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

外山秀行、渡井理佳子、羽根一成